

「緑の協力員」に対する募金活動への協力依頼について

平成 8 年 2 月 15 日

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成 7 年法律第 88 号）（以下「緑の募金法」という。）に定める募金活動を行なうに当たり、緑の募金の趣旨に賛同して、広く活動を支援する意思を有する者に対し募金活動への協力を依頼する場合には、この取扱いによるものとする

- 1 国土緑化推進機構（以下「機構」という。）は、緑の募金の趣旨に賛同し、緑の募金活動等に協力する意思を有する者を公募等の方法により募集し、「緑の協力員」として認定するものとする。
- 2 機構は前項により認定した「緑の協力員」の氏名等を登録するとともに、「緑の協力員証明書」を発給する。
- 3 機構は「緑の協力員」に対し職場募金・企業募金等における募金箱の管理、寄付金の取りまとめ、振り込み等の募金活動について協力依頼するものとする。
- 4 緑の協力員は機構からの要請に基づき、募金活動に従事するに当たっては、機構の指示に従い、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 「緑の募金法」の趣旨を体し、信頼性の確保を旨として募金活動を行なうこと
 - (2) 緑の協力員証明書を携行すること
 - (3) 募金が強制にわたらないようにすること
 - (4) 物品の販売など他の目的とあわせ募金を行なわないこと
 - (5) 募金箱・寄付金の管理を適切に行なうこと
 - (6) その他不明な事項については機構の指示にしたがうこと
- 5 機構は「緑の協力員」が遵守事項に違反した場合は、「緑の協力員」の認定を解除出来るものとする。
- 6 緑の協力員は、地域の緑に対するニーズを踏まえ、身の回りの緑化等地域緑化活動計画（以下「グリーンプラン」という。）を作成し機構に提案する事ができるものとする。
- 7 機構は「緑の協力員」からグリーンプランの提案を受けた場合、その内容を検討し適当と認めるときは、その実施につき協力するものとする。
- 8 機構は、「緑の協力員」に対し、活動の内容に応じて、募金箱、みどりの羽根等の募金資材を提供するものとする。
- 9 機構は別途定める規定に基づき「緑の協力員」を顕彰することができるも

のとする。また、林野庁施設の優遇利用、各種行事への参加案内等の特典を「緑の協力員」に与えることができるものとする。

10 機構は「緑の協力員」に対し、その要請に応じ、募金活動に要した実費を支給するものとする。

11 この取り扱いに定めのあるものの外、この実施に関しては、機構と協力員双方協議するものとする。

緑の協力員 委嘱内容

緑の募金の趣旨に賛同し、下記の活動を行うことにより、地域レベルでの緑の募金活動の先導的役割を果たしていただくこと。

1. 募金計画の立案、募金箱の管理、寄付金の収集などの募金活動

- ① 趣旨のPR（対職員、会員、来客、その他）
- ② イベント（各種会議を含む）によるPR
- ③ 寄付金の募集
 - ア. 職員
 - イ. 会員
 - ウ. 地方組織会員
 - 地方募金への協力要請
 - 中央募金の掘り起こし
 - エ. 企業（社会貢献、冠イベント、広告等含む）
 - オ. イベント、オケージョン募金
- ④ その他（緑の協力員の勧誘など）

2. 地域緑化活動計画（グリーンプラン）の作成